

環境影響評価審査会 姫路相生太陽光発電所部会 会議録

- 1 日 時 : 令和6年12月16日(月)14時00分～15時00分
- 2 場 所 : ひょうご女性交流館501(Web会議併用)
- 3 議 題 : 姫路相生太陽光発電所に係る環境影響評価概要書の審査について
- 4 出席委員 : 中野委員(部会長)、花田委員、山下委員
- 5 兵庫県 : 環境部次長、水大気課環境影響評価官、審査情報班長他課員3名
環境整備課
関係市 : 相生市環境課
- 6 配付資料
資料1 : 環境影響評価に関する条例手続フロー図
資料2 : 事業者説明資料
資料3 : 環境影響評価概要書に対する審査会意見
資料4 : 環境影響評価概要書に対する相生市長意見
資料5 : 姫路相生太陽光発電所に係る環境影響評価概要書の審査について(答申)
の案
参考資料1 : 10月30日総会時の事業者説明資料
参考資料2 : 11月25日部会時の事業者説明資料

7 議事概要 :

<事務局から資料1について、事業者から資料2について説明>

[質疑]

(委員)

資料2の1ページの調査でトラップ等調査の地点を追加するということですが、どうい
う影響があるかを調べるのが、調査をする目的だと思います。そこで、改変前のデータ
はあるのでしょうか。つまりその比較対象としてのデータはありますか。

(事業者)

改変前とは、ゴルフ場が出来る前ではなく太陽光発電施設ができる前という意味ですね。
今回、概要書で調査方法を決めた後、太陽光発電施設を設置する前に、すなわちこれから
調査を行い、それと比較するということになります。

(委員)

その時に、もし何か影響がはっきりと出た際に、どのような対策をしたらよいか、現時
点で考えがあれば教えていただけますか。

(事業者)

影響があつてからはなかなか戻することは難しいので、まずは影響が出ないように、必要があれば保全対策を行っていくということになると思います。ただ保全対策といっても、動物や植物に対して有効なものは非常に少ないかと思います。しかし植物の場合、1つの方法として移植があり、種類によっては比較的定着率もいいと聞きますので、植物については、必要があれば移植を中心に考えたいと思います。

一方で動物については、そのものを移植したところで住む場所がなくなってしまうと、生息環境がなくなって死んでしまうし、かといって環境を移植するのもなかなか難しいです。ただ今回の場合、生息環境として改変されるのはゴルフ場です。ゴルフ場で生息しているというより、ゴルフ場周辺の樹林地等を生息場としているのではと考えますので、こうした生息環境が大きく改変されることは比較的少ないのではと考えています。よって現状では、動物への影響は、今までの大規模な環境影響評価に比べて軽微だと考えています。

したがって、対策は必要ないのではと予想しております。

(委員)

比較する前はゴルフ場ですから、主にパネルを設置することによる影響ですよね。専門の先生が言うように、昆虫類などにとっては、開けているところに屋根がかかるわけですから、その影響は免れないと思うので、そのあたりを調べていただくようお願いします。

もう1点ですが、資料2の3ページに定期的な清掃の実施とあります。これは他の2施設でも行われているようですが、そちらは具体的にどれくらいの頻度で行っているのか、本事業ではどうするのか考えを教えてください。

(事業者)

これから保守を行う業者と計画を立てていくこととなります。今、水路の清掃については年2回以上をお願いしようと考えています。実際には、太陽光発電所は非常に広いので、年に2回それぞれ一気にやるのではなく、年に2回必ずその水路を見ますということで、例えば6ヶ所程度のブロックに分けて、今月はこの北地区、今月は南地区といった形で、年に2回泥上げをするという形で考えています。

(委員)

ということは、実際には毎月行うことになりそうですね。

(事業者)

泥上げはひと月ごとの作業を小さくして、トータルは12回としたいと考えています。

(部会長)

資料2の1ページ最初にある昆虫類に関する生物調査地点の追加について、「具体の配置は植生を勘案し、決定し次第報告させていただきます」というのは、具体的には、準備書の段階ということになるのでしょうか。

(事業者)

今回概要書についてご指摘をいただきまして、そのあと現地調査に入ります。まずは植生を見て、調査地点を綿密に決めてから、現場に入ろうと思っていますので、よろしければ1月ぐらいにはある程度地点を確定することができるかと思っていますので、そのタイミングで、よろしければ別途報告することは可能です。

(部会長)

メール等で、ご報告いただくと。

それともう1点、前から申し上げている雑草について。事例を2つ挙げていただきましたが、例年大丈夫だから今後も大丈夫だということはないと思います。今年の夏も温暖化の影響を受け、種類もそうですが雑草の成長度合いなど、去年までとは全く違う。夏の気温が高い期間が長くなっており、今まで大丈夫だったからこれからも大丈夫という状態はないと思います。廃棄物として処理することもできるような体制を確保されているので大丈夫かとは思いますが、雑草対策はきちんとしていただきたいと思っています。

(事業者)

承りました。

<事務局から資料3～5について説明>

[質疑]

(委員)

審査会で、いくつか概要書の誤りを指摘されたと記憶しています。資料5、答申案1ページ目、本文の4段落目「このことから、環境影響評価の実施にあたっては」というところですが、審査会で指摘された箇所の概要書の修正というのは、書かなくてもいいのでしょうか。事業者は、わかりました直しますと述べましたが、この答申案だと、概要書に記載の調査予測及び評価なので、誤った概要書が元になっているような印象を受けますが大丈夫でしょうか。

(事務局)

誤りというのは具体的には概要書の192ページ、選定結果の騒音・低周音ですね。低周波音のところで、工所用資材等の搬出入と建設機械の稼働に丸が入っていますが、これは本来丸が入らないので誤りですという説明がありました。誤りはその1ヶ所だけだったと認識しています。その表の中で、水の濁りと反射光については、丸が入っていないが本来実施すべきだと審査会から意見を出して、事業者に今後の調査ではきちんとしてもらう、というように考え方を整理しています。ですので、この低周波音の誤りをどうするかということかと思っています。

(委員)

概要書に書いてなかったため新たに丸が入った箇所があったというご説明でしたが、この答申では、ただ概要書と書いてあるので、丸が入っていない概要書の調査、と読めなくもないのですが、そこは大丈夫ですか。

(事務局)

事業者が後から調査をすると言った水の濁りと反射光については、資料5 答申案の1の(2)で、調査をしてくださいと審査会の意見として述べており、反射光についても、4で反射光の影響について丸が入っていなかったのも、調査・予測・評価を行うことと審査会の意見として述べていますので、そこはクリアできているかと思います。低周波音のところだけはどうすべきかと。

(委員)

どちらかというと、概要書に書いてないけれども、やりますという方が大切だと思うので、それを個別意見のところできちんと書いてあるということで安心しました。

(委員)

総会でも出ましたし、前回は委員から指摘があったと思いますが、事務局としては、上流部での調査はやはり難しいと考えていますか。

(事務局)

そうですね。このゴルフ場が今ここに存在しているというところが出発点ですので、そこからどう環境への影響があるのかを調べるという観点でいけば、今、事業者が提案した調査地点が、合理的な調査地点設定かと考えています。過去に、開発済みの土地でのアセス案件というものが、それほどありません。今も審査中の(仮称)洲本太陽光発電事業に関しては、三ツ川という川の調査地点1点を選定するということですが、そこはまさに事業場の下流地点になります。以前の事業のアセスのときからずっと調査をしていた下流地点で調査すると事業者は述べています。ですので、答申案としては1の(1)に書いたような書き方が一番良いと考えています。

(部会長)

書き方についてですが、答申案の廃棄物のところは「周辺環境に影響を及ぼさないよう適切に処理すること」とはっきり書いていますよね。一方で2ページ目の反射光ですが、一般的には、反射光による周辺住民に与える影響が多いと思います。ただ、この案件では住宅地に近い場所にできるわけではないので反射光による影響はそれほどないのかもしれないですが、もし反射光によって思いもよらぬところから影響があるとなったときに、答申案では「適切に調査予測評価を行うこと」で終わっているのですが、「問題があった場合には適切な対策を講じること」等のように書くことはできませんか。概要書の段階では言い過ぎなのでしょうか。

例えば廃棄物の場合、「適切に処理すること」と対策まで踏み込んで記載いただいています

すが、反射光や他のところでは、概要書の段階なので「予測及び評価、検討すること」のような言い方にしているのかもしれませんが、反射光の場合、もし影響がある場合には周辺住民に非常に影響を与えてしまうので、予測評価をした上で問題が起こる場合、「適切な対策を行うこと」とはっきり書いておかないと、問題が起こったとしてもなかなか対策をとってもらえないかもしれない。影響を受ける人々にとっては非常に重大な問題なので、「予測評価を行うこと。また、影響があると考えられる場合は適切な対策を講ずること」など、1歩踏み込んだ記載にした方がいいのではと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

少なくともこの反射光に関しては丘陵地の上にあるゴルフ場ですので、周辺に住宅もないということで、明確な影響というのが想定されないなかで、念のため調査・予測・評価を行うことと意見をいただいたので記載しました。もし影響があって環境保全措置が必要ということであれば、次の準備書の段階で事業者に対して意見を述べるようにするのがいいのではと考えています。

(部会長)

その次の段階で意見するということがよいですか。

(事務局)

はい。

(委員)

廃棄物のところですが、工事に伴う残土云々というのは、選定項目として挙がっていて調査・予測・評価をするわけでしょう。

(事務局)

今回残土は入っていません。

(委員)

残土は入ってないのか、建設工事に伴う副産物が入っているということですよ。これまでに議論になったのは、雑草処理はハンマーナイフモアによるすき込み方式でやるが、刈り取り後の雑草を処理しきれない場合もあるので、廃棄物として処理することも考えておくべき、ということでしたよね。果たして言いたいことがこの記載で伝わるかなという点が気になりました。刈り取り後の雑草を廃棄物として処理するということが想定して検討しておくように、というニュアンスで書くべきではと思いますが。

刈り取った雑草は廃棄物として処理することもできるような体制を確保した運営を図ってほしいということでしょう。だから、その意図がこの答申書の廃棄物の2行で果たして伝わるのかなと思ったのです。「周辺環境に影響を及ぼさないよう適切に処理すること」と言われると。

(委員)

すき込み自体も適切に処理すること、かもしれないですよ。そのあと廃棄物として処理すべきかと。

(事務局)

そうですね、すき込みと、それで間に合わない場合は、廃棄物として排出するという適正処理と、それを全部含めて、影響を及ぼさないように適切に処理、という書き方をしていますので、今、委員が言われたことであればもう少し具体的に書く、ということでしょうか。

(委員)

全部ひっくるめて、ということ。

(部会長)

それを説明するとすごく長い文章になってしまうので、だからそれをひっくるめて、適切に処理すること、となっていると思います。「適切に処理」というのはすごくふんわりした言い方ですよ。

(委員)

どこまでの範囲を、というのがはっきり出ていないというご指摘ですよ。

(委員)

要するにここだけ「適切に処理すること」というのは違和感が残ります。

(事務局)

概要書に対する意見というのは、今後の調査・予測・評価のやり方や、環境影響評価項目に対する意見というのが本来であって、そういった意味での概要書の性質から言えば、刈り取り後の雑草に関しては、例えば総量等の予測評価をしていきなさいという意見であれば、その他の項目とレベルが合うということですね。

(委員)

適切に処理できる体制を検討すること、という感じでしょうか。

(委員)

そうされた方が良いような気がする。今の処理の仕方でダメな時は、きちんとしなさいという意味も含まれるので、その方が良い気がします。

(部会長)

次の準備書の時に、もっとはっきり言うと。

(委員)

それを言うと、答申案3動物・植物・生態系の(4)、ネイチャーポジティブについて入れていただきましたが、「事業計画となるよう、検討すること。」と踏み込んで書いていますが、いいのでしょうか。

(委員)

ここは要望としてこれくらいは書いておいた方が良くと思います。

(委員)

はい。だから「適切に処理する体制を検討すること。」でどうでしょう。

(部会長)

廃棄物の最後のところは「適切に処理する体制を検討すること。」とした方が他とのつり合いができて、次の準備書でもっとはっきり踏み込める余地を残しておき、次の準備書ではもっとはっきり言うと。それでいかがでしょう。

(事務局)

ありがとうございます。今、部会長がおっしゃった形で修正いたします。

(部会長)

他によろしいでしょうか。

(委員)

言葉の使い方についてですが、1水質汚濁の(3)で、「検討すること」となっていますが、事業者も濁度計の設置はやると言っていますし、むしろ、「検討すること」よりは、「実施すること」という踏み込んだ書き方はできないだろうか。

(事務局)

例えば、「適切に把握できるよう調査を行うこと」といったニュアンスでしょうか。

(委員)

その方が良いと思う。

(事務局)

そのように変更します。

(委員)

「濁度計を用いる等の、水の濁りの時間変化を適切に把握できる調査を実施すること」
とか「行うこと」等の方が良いと思いました。

(部会長)

つまり、「調査を行うこと」とはっきり述べたらいいということですよ。調査はやると言っているので、きちんと調査を実施すること、と。

(委員)

そういう調査をきちんとしなさいというニュアンスで書いて欲しいということです。

(事務局)

わかりました。

(部会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

1の(3)ところに、「予測及び評価を行うこと」になっているので、調査を行うこと。
だと表現の仕方が揃いませんか。

(委員)

水の濁りの時間変化を適切に把握できる調査を実施すること、あるいは行うこと、で揃えますか。日本語の問題で、「検討」よりは一步踏み込んだ表現にしてほしいということで、表現は事務局に任せます。

(事務局)

事務局の方で考えたいと思います。

(部会長)

それでは、最終的な答申案の内容について、大きな修正はなく、文言のレベルを合わせていただくということでよろしいでしょうか。本日のご欠席の委員も事務局から内容の確認を行うよう、お願いします。

以上